

(指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの届出等)

第 49 条 指定数量の 5 分の 1 以上（個人の住居で貯蔵し、又は取り扱う場合にあっては、指定数量の 2 分の 1 以上）指定数量未満の危険物及び別表第 3 で定める数量の 5 倍以上（再生資源燃料、可燃性固体類等及び合成樹脂類にあっては、同表で定める数量以上）の指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱おうとする者は、あらかじめ、その旨を消防長又は消防署長に届け出なければならない。届出の内容を変更しようとする者についても、また同様とする。

2 前項の規定は、同項の貯蔵及び取扱いを廃止する場合について準用する。

【予防規則】

(指定数量未満の危険物の貯蔵又は取扱い等の届出)

第 18 条 条例第 49 条第 1 項の規定による、指定数量の 5 分の 1 以上（個人の住居で貯蔵し取り扱う場合にあっては 2 分の 1 以上）指定数量未満の危険物又は条例別表第 3 で定める数量の 5 倍以上（再生資源燃料、可燃性固体類等及び合成樹脂類にあっては、同表で定める数量以上）の指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱おうとするときの届出は、貯蔵し、又は取り扱う場所を設ける日の 7 日前までに、少量危険物、指定可燃物貯蔵取扱い（設置・変更）届出書（様式第 12 号）を所轄消防署長に 2 通提出して行うものとする。変更の場合も、また同様とする。ただし、変更内容が譲渡、引渡し、廃止、届出者の変更については、遅滞なく届け出るものとする。

2 条例第 49 条第 2 項の規定による廃止の届出は、少量危険物、指定可燃物貯蔵取扱い廃止届出書（様式第 13 号）を、遅滞なく所轄消防署長に 2 通提出して行うものとする。

【解釈及び運用】

少量危険物及び別表第 3 に掲げる数量の 5 倍以上（再生資源燃料、可燃性固体類等及び合成樹脂類は、同表に掲げる数量以上）の指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱おうとする者の届出並びに当該物品の貯蔵及び取扱いを変更し、又は廃止しようとする者の届出についての規定である。